

仮名遣
文書案本

一 文部大臣井上毅 問目一 則(字音仮名遣いに関する詰問)

我が国音国字の言靈の幸にかなへるは外国にまさりて簡便なるによるなり況て文字は魚を得るための筌なりといへり故に教育は成るべく文字の学ひを簡便にするの手段を取ること必要なれ

我が國の仮名は一種の特性として印度の悉曇歐洲の「アルハベック」に遙に優る所ありそは彼の文字には子音字母音字の二つありて二字又は数字を組合せて一音をなす故に生徒は字學の手始めとして先づ反切法即ち綴字法を学ばざるへからず此の反切法を諳むるために一年又は少なくも三四ヶ月を費すといへり我が仮名は一字一音をなす故に反切法を学ぶの煩労なきはいかに外国に秀てたるめでたき簡便の文字ならずや然るに支那より来れる長音拗音又は入声を写す為には此の簡便法もなか／＼に難渋なることそ出来ぬるそは彼の先覺の支那音に通する人の字音仮名遣ひといふことを論へるよりひたすら分け難きわざとなりて漢字漢音に深き覚えある博士なれば其の為に迷はぬものなきことゝはなりぬ

今字音仮名遣ひを普通教育に用ひて少年にその業を学はしむるの可否は教育家の打ちさておくべきにあらざる問題なり何故に様又は要用の漢字をヨウエウ又ヤウと仮名にて書くか

仮名の漢字よりも易きに由るなりさるを様なればヤウとし要なればエウ用なればヨウとすべしといはゞ漢音漢字を知る人なればわけかたきわざなりさる人は幼少より様又は要用の真名を書くこそ易かるへけれ仮名に書くの必要はあらし況て要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず音博士の古伝も強ちに信ひがたきをや

蝶をテフと書き法をハフと書くを仮名遣の法とするならば何故にチヨウ、ホウとは読むか漢字の為に我が仮名の正音を曲くるは仮名の本色に背くものなり我が國にはもと入声なし故にテフ、ハフの音あるべきなし支那音の拗曲なるを我が國の穏和なる平音に移したるは即ちチヨウ又はホウにそあるさるを仮名にて唐様に引直さむとするはいかに（古今集には法師をホウシと書けり）

支那の音を矯め直して国音に附かしむる時は国音のまゝに仮名を遣ふこと古人の用例なりされはこそ困すをコウスとは書けともコンスとは書かず柑子をコウシとは書けともカンシとは書かず九郎判官をハウグワンとは書けともハングワンとは書かず近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいかに若し必漢字の正音に就くへしとならばチヨウ、テウ、テフ、

ショウ、セウ、セフの類のみにあらずして古の音博士のわざに習ひキとクヰ、ケとクエとをも書きわくべきも此は難きに難きわざならずや又音博士の紀長谷雄と発昭と同音とし芭蕉をハセヲと書きたるは漢音をそのまま写す為のわざなるも今世に用ゐるべくもあらず

侵はシムと仮名し安はアンと仮名すべしといへる説はいとも疑はし現に支那音を学へる人の説に支那にて南音北音とともにかかる差別はなしといへり支那の今昔の誤れるにて古音は我が國に遺れりなどゝの説あれども信ひ難し余は普通教育の為に久しきこのかた此の問題を思い煩ひたり諸君余がために八重の狭霧を払い給ひなは此の上の喜はあらし

さりながらジヨウとヂヨウ、クワソとカン、クワウとコウ、ワウとオウとの別のときは発音の上に明かにけぢめあれは（或地方を除き）仮名を誤らざるへきは論なし又我が固有の国音にはあらて一地方の訛音は（東京にてひとしことを混し東北にてゆとづとを混し南方のひとふとを混するかことし）もとより其の誤れるがまゝに任すべくもあらず